



立川市会計年度任用職員（時給制）
採用試験募集案内

《令和5年9月以降採用》

育休等代替
発達相談・発達支援業務職員

立川市子ども家庭支援センター
令和5年8月

立川市会計年度任用職員（時給制）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	育休等代替発達相談・発達支援業務職員
仕事の内容	子どもの発達にかかわる相談業務
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができる方
必要な免許・資格	公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士のうち、いずれかの資格を有する方
採用人数	若干名
任用期間	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで （任期は毎年度末若しくは育児休業者の復帰日前日となり、育児休業者の状況により契約更新の可能性あり） ※ 任用開始日については状況によって相談可。 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。
勤務場所	立川市子ども家庭支援センター （立川市錦町 3-2-26 立川市子ども未来センター 1 階）
勤務日・勤務時間	月曜日～金曜日のうち週 1～2 日、9 時～17 時（休憩 1 時間） ※勤務日数等については、応相談。
報酬	1 時間につき 2,000 円 ※規定により、別途通勤費を支給します。
選考方法	書類選考（履歴書及び職務経歴書）、面接 面接場所：立川市子ども未来センター（立川市錦町 3-2-26）
応募方法	応募の前に、下記問い合わせ先まで電話でご連絡ください。 【提出書類】 ① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付） ② 職務経歴書：形式不問 ③ 資格証の写し 【郵送申込】 ① 提出方法 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。 ② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 子ども家庭支援センター 発達支援係（発達相談職員募集） 宛 【持参申込】 ① 受付時間 9 時～17 時（時間厳守）※日曜日、祝日を除く

	<p>② 受付場所 子ども家庭支援センター（立川市子ども未来センター1階）</p>
そ の 他	<p>✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。</p> <p>✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。</p>
お 問 い 合 わ せ	<p>平日の8時30分～17時15分</p> <p>子ども家庭支援センター発達支援係 担当：白川</p> <p>電話 042-523-2111 内線 4062 直通電話 042 - 529 - 8586</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。